

ベトナムにおける特許および実用新 案登録を受けることができる発明と できない発明



ナガトアンドパートナーズ

岡田 貴子
弁理士
パートナー

特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）を承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。また、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

【概要】

ベトナムでは、知的財産法（以下「知財法」）の第4条第12項において、「発明」とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品または方法の態様に基づく技術的解決手段であると規定している。さらに、知財法第58条に一般的特許要件、そして知財法第59条に特許を受けることのできない発明を規定している。

【詳細】

一般的特許要件（知財法第58条）

知財法第60条に規定する「新規性」を満たすか、知財法第61条に規定する「進歩性」を満たすか、知財法第62条に規定する「産業上利用性」を満たすかの3つの要件がある。実用新案出願については、「新規性」と「産業上利用性」そして「通常の知識によらないもの」が要件であり、特許出願に対して求められる「進歩性」は要求されない。

発明として保護されない主題（知財法第59条）

- (1) 発見、科学的理論、数学的方法
- (2) 精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業を遂行するための、計画、企画、規則または方法、およびコンピュータ・プログラム
- (3) 情報の提示

- (4) 美的創作物
- (5) 植物品種、動物品種
- (6) 植物および動物の生産の本質的に生物学的な方法であって、微生物学的方法以外のもの
- (7) ヒトまたは動物のための疾病予防、診断および治療

仮に上記の一般的特許要件の規定に当てはまる場合であっても、知財法第8条の規定に基づき、公益的観点から社会道徳、公共の秩序に反する知的所有権、国家の防衛および安全保障に有害な知的所有権は保護されないことに注意が必要である。

科学技術省令 01/2007/TT-BKHCHN (2016年改正、以下「省令」) の13.2(g)に基づき、発明として保護されない主題(知財法第59条)に該当するか否かは方式審査の対象であり、知財法第59条に該当する場合には拒絶理由が通知される(省令13.6(a))。

特許審査ガイドライン(QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ SÁNG CHẾ 以下「ガイドライン」)の「第2章」、「5.出願内容の方式審査」、「5.8 保護を受けようとする対象物の適格性のチェック」に詳細な規定がある。なお、ガイドラインは、以前ベトナム知的財産庁のサイトで公開されていたが、現在は公開されておらず、本稿執筆において参照したガイドラインは2010年3月31日付の知的財産庁長官決定第487/QĐ-SHTT号に伴い公布されたものである。

ガイドラインに沿って、知財法59条に定める特許を受けることができない発明について以下に見ていくことにする。

(1) 「発見 (Phát minh) 」

以前には認識されていなかった、自然界に元から存在する事物、現象、性質などを発見することをいう。公知物質の新たな性質を見つけることは、単なる発見であ

り、特許の保護の対象とはならない。しかしながら、そのような新たな性質を活用した応用技術については、特許の対象となりうる。例えば、公知物質の耐衝撃性を発見しても特許の対象にはならないが、当該物質を活用した鉄道の枕木は特許の対象となる。

「科学的理論(Lý thuyết khoa học)」

例えば、半導体性の物理法則は特許の対象とならないが、新たな半導体デバイスやその製造方法などは特許の対象となりうる。

「数学的方法 (Phương pháp toán học) 」

数学的手法そのものは特許の対象とはならないが、例えば数学的手法により情報処理できる機器は特許の対象となりうる。

(2) 「精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業を遂行するための、計画、企画、規則または方法 (Sơ đồ, kế hoạch, quy tắc và phương pháp để thực hiện các hoạt động trí óc, huấn luyện vật nuôi, thực hiện trò chơi, kinh doanh) 」

例えば、特許の審査の手法、企業管理の手法などは特許の対象とならない。規則や方法に基づいて実施する場合であっても、機械や技術的過程がその実施の一部を行うことを具体的な技術的指標を示して明細書中で説明した場合には、必ずしも特許の対象から除外されない。

「コンピュータ・プログラム (Chương trình máy tính) 」

コンピュータ・プログラム自体は特許の対象とならないが、コンピュータに搭載されることで特別な情報処理(例えば工業過程の管理など)が可能になる場合には、方法、設備、プログラムの記録媒体といった形で特許の対象となりうる。発明の名称に「コンピュータ・プログラム」という記載は認められない。

(3) 「情報の提示 (Cách thức thể hiện thông tin) 」

知財法や規則に明示の規定はないが、内容のみが特徴となる情報について提示することは特許の対象にはならない。音響信号、言葉、視覚的表示など表示そのものや、それらが単に記録された場合を含む。特許の対象となりうるのは、コードを用いて情報を表すことを特徴とする通信機器、計測結果を都市モデルの形で表示する計測機器などが考えられる。

(4) 「美的創作物 (Giải pháp chỉ mang tính thẩm mỹ) 」

美的創作物自体は特許の対象とならないが、創作物が技術的特徴も有する場合、例えばタイヤスレッドのような場合には、特許の対象となりうる。また、美的創作物の製造方法、例えば層状になった織物の製造方法なども特許の対象となりうる。

(5)、(6) 「植物の品種、動物の品種並びに植物および動物の生産の本質的に生物学的な方法であって、微生物学的方法以外のもの (Giống thực vật và giống động vật, quy trình sản xuất thực vật, động vật chủ yếu mang bản chất sinh học mà không phải là quy trình vi sinh) 」

本質的に生物学的な方法といえるか否かは、その過程に技術的な人的介入があるか否かで決定する。その介入が成果を決定づけるまたは方向づけるものであれば、当該方法は特許の対象から除外されない。微生物および微生物工学的な方法は特許の対象となることに注意が必要である。

(7) 「ヒトまたは動物のための疾病予防、診断および治療 (Phương pháp phòng ngừa, chẩn đoán và chữa bệnh cho người và động vật) 」

診断 (chẩn đoán) の方法は特許の対象とはならないが、診断に用いる機器や物質等は特許の対象となる。診断とは、生きているヒトまたは動物に行うものであって、病気の診断や健康状態の把握を目的として行う行為をいう。したがって、死体解剖、生体の単なるデータ収集を目的とした行為、生体から分離した一部に対する実験等は含まない。

治療 (chữa bệnh) の方法は特許の対象とはならないが、診断に用いる機器や物質等は特許の対象となる。薬剤を用いた治療方法は特許の対象とはならないが、薬剤自体は特許の対象となることに注意が必要である。治療方法には、疾病を治療する目的にかなう手段や本質的に治療を目的とする手段を含むものであり、疾病予防や免疫獲得などが含まれる。

手術 (Các phương pháp phẫu thuật) の方法は特許の対象とはならないが、手術に用いる機器や物質等は特許の対象となる。疾病治療を目的とした手術の方法は特許の対象とはならない。美容整形のような疾病治療を目的としない手術の方法は、生きているヒトや動物に対して行うため、産業上利用性がないと判断する。

【参考情報】

- ・「知的財産法」 独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ)

URL:<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>

- ・「ベトナムにおける特許審査基準関連資料」 (新興国等知財情報データベース)
独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/10250/>

- ・科学技術省令 01/2007/TT-BKH-CN (2016年改正)
- ・特許審査ガイドライン (QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ SÁNG CHẾ)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)